

老人福祉専門分科会	
R元. 5. 27	資料 2

老人憩の家の 利用者負担の見直し

老人憩の家の設置目的等

1 設置目的

高齢者の相互交流、教養の向上、レクリエーション、入浴等の場を提供し、心身の健康の保持増進を図る。

2 位置付け

(1) 昭和40年4月厚生省社会局長通知に基づく施設

(2) 昭和45年4月開設の「松代老人憩の家」をはじめ、現在市内に計10施設設置されている。

(松代・石川・大豆島・茂菅・若槻・新橋・氷鉦・東北・若穂・東長野)

(3) 利用者の範囲：市内在住の60歳以上の者

※その他市長が特に認める者として障害者手帳所持者及び介助者等

計画における方針・目標

あんしんいきいきプラン21

第8次高齢者福祉計画（平成30年度－平成32年度）

- 利用者の安全確保のため、該当する施設の適切な維持改修を進めるとともに、公共施設マネジメント指針に沿って施設の統廃合を含めた見直しを検討します。
- 平成29年度の利用料金変更後の利用状況を検証し、改めて利用者負担の見直しについて検討します。

利用料金の経過

昭和45年度から開設された老人憩の家は、厚生省社会局長通知に基づき設置され、通知では原則として無料とされているが、長野市では特別な設備として「浴室」を設けたため、実費として利用料を徴収している。

- 昭和45年度 ~ 無料
- 昭和59年度 ~ 50円
- 平成11年度 ~ 70円
- 平成14年度 ~ 100円
- 平成19年度 ~ 120円
- 平成22年7月 ~ 150円
- 平成29年7月 ~ 200円

直近の料金改定時以降の経過

【平成22年7月】 150円に改定(*改定前120円)

コスト計算額 230円 ⇒ 改定上限額 180円 ⇒ 決定額 150円
(3年後の見直しが条件) (経済情勢等考慮)



【平成25年度】

・料金見直しは行わず、危険区域立地・老朽化施設の再編検討を優先



【平成29年7月】 200円に改定(7年間料金改定未実施)

コスト計算額 227円 ⇒ 改定上限額 225円 ⇒ 提案額 220円
⇒ 決定額 200円(負担緩和考慮)

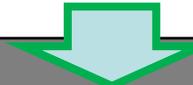
(附帯意見) 改定後の利用状況を検証し、見直しの妥当性を確認した上で3年後に利用者負担の見直しの検討を行うこと



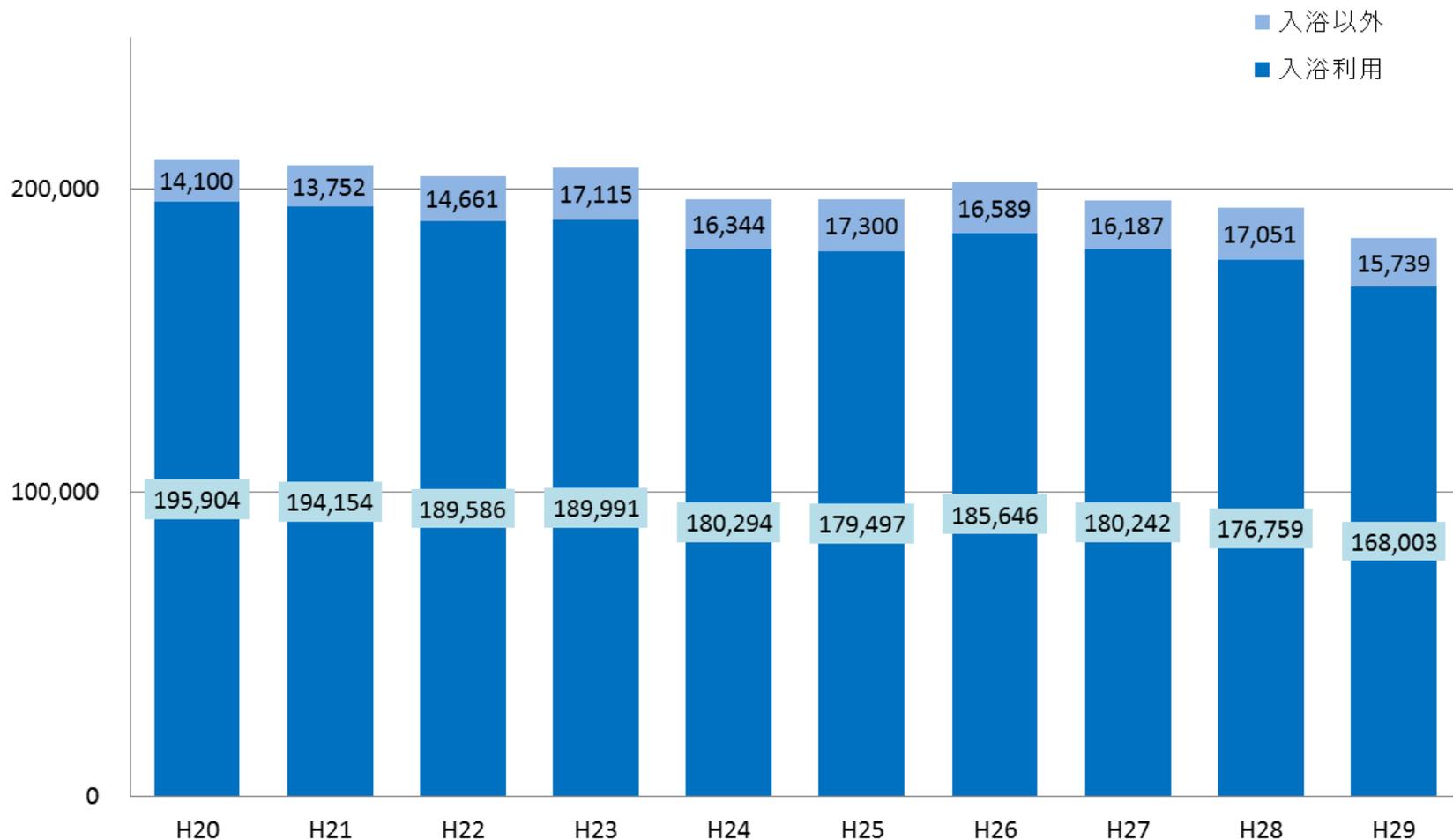
【令和元年度】 利用者負担の見直しの検討 (消費税増税など)

利用料金の改定スケジュール

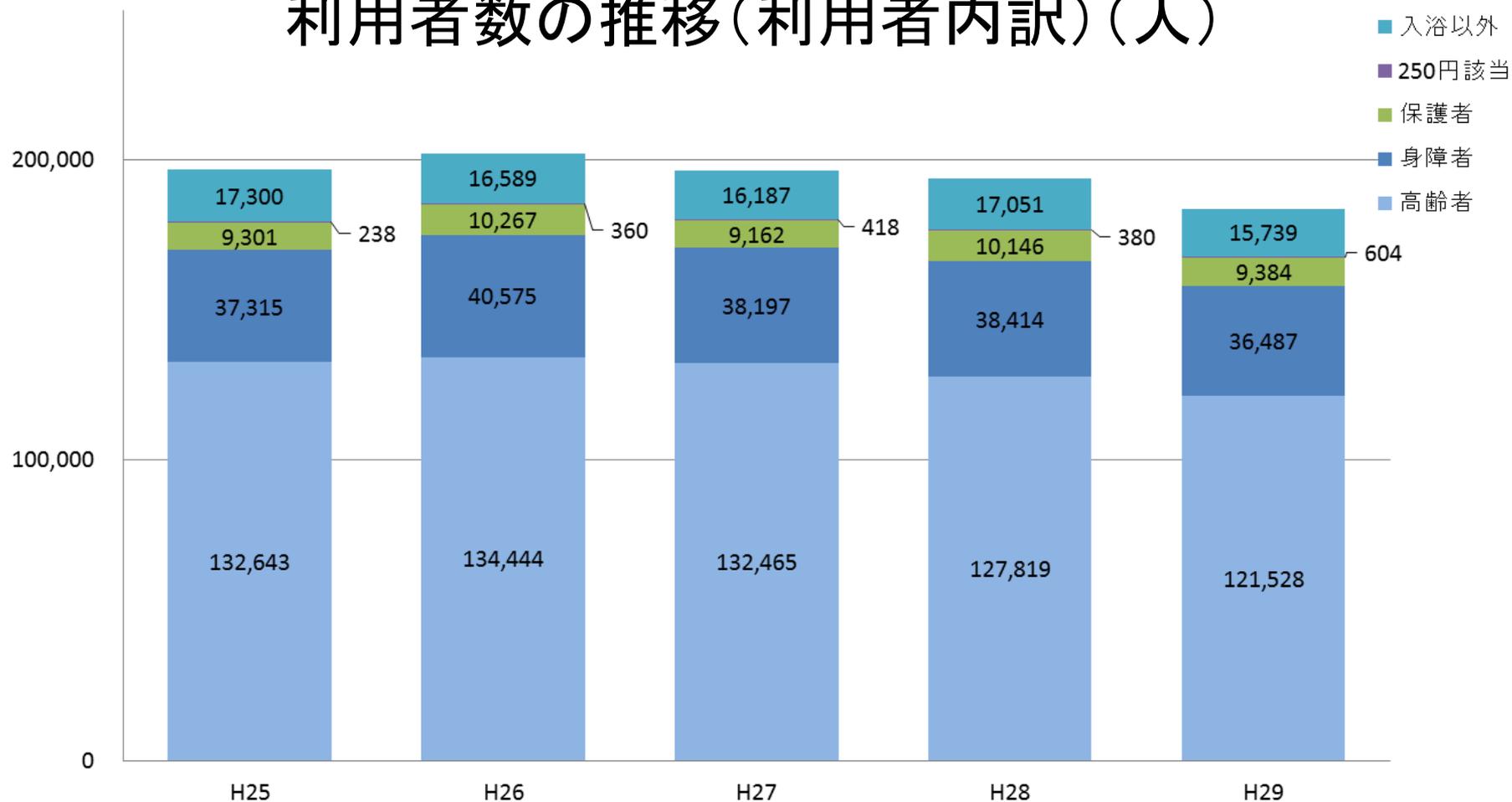
令和元年 5月	審議会へ諮問 (5/27 社会福祉審議会、老人福祉専門分科会)
10月	実態・分析報告及び考え方の整理(分科会)
令和2年 1月	答申案決定(分科会)、審議会から答申(本会・分科会)
3月	条例改正
令和2年 4～9月	市民周知
10月	料金改定



利用者数の推移(入浴利用者とそれ以外)(人)



利用者数の推移(利用者内訳)(人)



【参考】 年間の利用料金収入(全10施設の合計額)

区分	H25	H26	H27	H28	H29
利用収入(円)	18,838,670	19,064,360	18,877,030	18,116,450	21,683,670